

**第 1 7 次東京都消費生活対策審議会総会  
(第 1 回)  
議事録**

平成 1 3 年 7 月 1 0 日 (火)

第一庁舎42階特別会議室 A

午前10時00分開会

中澤消費生活部長 大変お待たせをいたしました。お暑いところ、またお忙しいところお集まりいただきましてまことにありがとうございます。時間でございますので、始めさせていただきます。

皆様方には、委員のご就任につきましてご承諾をいただきましてまことにありがとうございます。

本来はお一人おひとりに委嘱状をお渡しを申し上げるべきところでございますけれども、本日は時間の都合等もございますので、お手元に置かせていただいております。よろしくお願いを申し上げます。

ただいまから第17次東京都消費生活対策審議会第1回総会を開会させていただきます。よろしくお願いをいたします。

ただいまご出席をいただいております委員の方々には20名でございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます、委員総数の半数以上の出席という、総会開会に必要な定足数が12でございますが、それに達してございますのでご報告を申し上げます。

本日は第1回総会でございますので、後ほど会長の互選をお願いをする予定でございますけれども、それまでの間、進行役を務めさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、第17次審議会の最初の総会でございますので、委員の皆様並びに幹事のご紹介をさせていただきます。

それでは、お手元に配付をしてございます資料1によりましてご紹介をさせていただきます。

この委員名簿は五十音順に記載をしております。本日はこの名簿に従いまして着席をしていただいております。

それでは右手よりご紹介をさせていただきます。浦川委員でいらっしゃいます。大河原委員でいらっしゃいます。大友委員でいらっしゃいます。勝股委員でいらっしゃいます。加藤委員でいらっしゃいます。後藤委員でいらっしゃいます。小林委員でいらっしゃいます。齋藤委員でいらっしゃいます。佐藤委員でいらっしゃいます。執行委員でいらっしゃいます。島田委員でいらっしゃいます。高梨委員でいらっしゃいます。高橋委員でいらっしゃいます。鍋嶋委員でいらっしゃいます。松本委員でいらっしゃいます。丸茂委員でいらっしゃいます。三浦委員でいらっしゃいます。森委員でいらっしゃいます。矢部委員で

いらっしゃいます。山本委員でいらっしゃいます。

いま高橋伸子委員がお見えになりました。高橋伸子委員でいらっしゃいます。

申しおくれましたが、本日事務局を担当しております私、生活文化局消費生活部長の中澤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、審議会の幹事及び書記につきましては、名簿の配付をもって紹介にかえさせていただきます。ごらんをいただきたいと思っております。以上でございます。

それではこれより会長の選出をお願いをいたしたいと存じます。運営要綱第4の1によりますと、会長は委員が互選をするとなっております。ご意見をちょうだいしたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

執行委員 僭越ですけれども、隣にお座りの島田先生に今回も会長を引き受けていただけたらと思っております。

島田先生は、消費者問題とか消費者法に造詣が深いということはもちろんですけれども、この消対審の委員を長く務められており、東京都の消費者行政にもお詳しく、また今回、条例の改正が問題になっておりますが、その条例の改正がこれまでどのように行われたかということにつきましても非常に詳しくいらっしゃいます。

特に前回の多くのむずかしい答申事項をまとめられたという実績もございますので、島田先生が会長に最適ではないかと思っておりますので、推薦させていただきたいと思っております。

中澤消費生活部長 ありがとうございます。ただいま執行委員から、島田委員を会長にというご推薦がございましたけれども、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

中澤消費生活部長 ありがとうございます。それでは島田委員が会長に選出をされました。島田会長、どうぞよろしくお願い申し上げます。恐縮でございますが、会長席のほうにお移りをいただきたいと存じます。

(島田委員、会長席へ移動)

中澤消費生活部長 それでは恐縮でございますが、会長からごあいさつをいただければと思います。

島田会長 島田でございます。それでは一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま会長にご選任いただきまして大変に光栄に存じます。と同時に、前次に引き続いての会長職、責任の重さを痛感している次第でございます。

これから約2年ほど、委員の皆様方のご協力を得まして職責を果していきたいと思いま

すので、どうぞよろしくお願いいいたします。

私自身は十数年前から当審議会に参加しておりますが、今次の審議会に初めて参加の委員の皆様方もいらっしゃいますので、当審議会の大きな特徴と考えられる点につきまして申し上げたいと思います。2点ほどございます。

大きな特徴と申しますのは、まず当審議会の先見性あるいは先進性であります。

ご承知のように、20世紀最後の四半世紀から21世紀にかけて社会経済情勢は大きく変わりつつあります。それに伴いまして消費者行政も、消費者問題の複雑化、多様化に対応を迫られているわけでございます。さらに、行政手法も刷新することが要請されております。

当審議会は1980年代半ば以降、早め早めに社会経済情勢の変化を直視いたしまして、具体的に申し上げれば、高齢化、情報化、消費のサービス化、地球環境問題の深刻化に伴う消費者問題の分析検討、さらにはその対応策を検討審議してまいりまして、各種の政策提言あるいは新たな行政施策の提言を行ってきたわけでございます。

最近におきましては第15次の当審議会でも、消費者問題の解決に重要な役割を期待されております消費者市民活動への支援策について審議いたしました。

前次におきましては主として市場メカニズム重視社会における消費者問題の分析と行政のあり方について提言をしてきたわけでございます。

これまでに当審議会の提言が実現したのも少なくございません。たとえば有料老人ホームの利用者の適切な選択を確保するために、有料老人ホームの表示の適正化事業が行われております。

さらには環境問題の解決に向けた消費者、事業者、行政の共同によるグリーンコンシューマー東京ネットの立ち上げ、推進などがございます。

これはほんの一例でございますけれども、そのほかには消費生活条例も、当審議会の答申に基づきまして、平成元年、5年及び6年に改正されております。これらの新しい施策はいわば先例なき施策でございます。他の自治体に注目されておりますし、国の消費者政策にも大きな影響を与えていると考えられます。言ってみれば東京都の消費者行政が先導的役割を果たしてきた、現在も果たしているというふうには言ってよろしいかと思っております。

たとえばグリーンコンシューマー東京ネット活動の一環といたしまして、毎年、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施してまいりましたけれども、昨年は東京都による、他の自治体への呼びかけが功を奏して、10以上の自治体がこのキャンペーンに参加いたし

ました。

もっともこのような新たな課題への対応策を考え出すためには当然のことながら、委員と事務局は大変でございます。

まず委員は、みずからの頭と経験から知恵を出し合い、議論を積み重ねて、さらには提言に説得力を持たせるために、必要ならばデータを集め、また、調査を実施するというような形でやってきたわけでございます。これらの作業を事務局と委員が協働して進めていくというのが当審議会のやり方であったと思います。おそらく今次の審議会もこのような形で審議が進められると考えられます。

さらに最終的には答申を取りまとめることになりましたけれども、当審議会のもう1つの特徴といたしましては、当然議論を踏まえた上でございますけれども、委員みずからが文書を作成することです。

委員みずからの文書作成に基づきまして答申を取りまとめていくということでございますので、答申まとめの時期にはかなりの数の会合を開き、委員の方々に知恵とアイデアを出していただくと同時に、文章化という大変なお仕事をお願いすることになるかと思えます。あらかじめお願いしておくことにいたします。

特に今次の審議会は、急速な社会の変化に即応するため、審議会運営に機動性、迅速性を持たせるというのが東京都の意向でございますので、委員の方々には大変な作業をお願いすることになるかと思えます。委員の皆様、どうぞ充実した議論をお願いいたします。

以上をもちまして、簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。

中澤消費生活部長 ありがとうございます。それでは、以後の会の進行を会長をお願いを申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

島田会長 それでは引き続きまして、運営要綱第4の3に「会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する」となっておりますので、私からその指名をさせていただきたいと思えます。

前次に引き続きまして、浦川委員に会長代理をお願いしたいと存じますが、浦川委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、こちらの会長代理の席へお願いいたします。

(浦川委員、会長代理席へ移動)

島田会長 それでは浦川会長代理から一言ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

浦川会長代理 ご指名を受けましたので会長代理を務めさせていただきます浦川でございます。

今次第17次の審議会の役割の1つは、第16次審議会で提言のありました消費者行政のあり方というものを受けまして、これを具体化するというのが1つの役割であるというふうに私は聞いております。大変大きな役割でございますので、皆様のご協力を得て無事に会を進行していきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

島田会長 ありがとうございます。それでは、本日は当審議会に対しまして知事から諮問がございます。

知事は所用により欠席のため、福永副知事をお願いいたします。

福永副知事、お願いいたします。

〔諮問文手交〕

島田会長 それでは、ただいまお受けいたしました諮問を事務局から朗読していただきたいと思っております。

諮問文の写しはあらかじめ配付してあるようでございますので、ごらんいただければと思います。

中澤消費生活部長 資料3をごらんいただきたいと存じます。朗読をさせていただきます。

13生消生企第137号

東京都消費生活対策審議会

東京都消費生活条例第45条の規定により下記の事項について諮問する。

平成13年7月10日

東京都知事 石原慎太郎

記

- 1 社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則等の改正について

中澤消費生活部長 以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。ここで福永副知事からごあいさつをいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

福永副知事 皆さんおはようございます。東京都副知事の福永でございます。第17次東京都消費生活対策審議会第1回総会の開催に当たりまして一言ごあいさつを申し述べさせていただきます。

このたび委員の皆様方には、本審議会委員へのご就任をご快諾を賜りましてまことにありがとうございます。心から御礼を申し上げます。これから2年間、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

ただいま、社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則等の改正について諮問をさせていただきました。

東京都消費生活条例は、先ほど島田会長のごあいさつの中にもございましたとおり、昭和50年の制定以来、消費者の権利を明示した条例として高く評価され、全国の消費者行政を牽引する役割を果たしてまいりました。

その後平成元年には、条例の対象を、生活物資からサービスにも、その範囲を広げまして、不適正な取引行為の規制を新設をする。あるいは平成5年には、安全性の調査の条項を充実をいたしました。さらに平成6年には、消費者教育を受ける権利の規定、消費者行政の理念を明らかにする前文の新設など、社会情勢の変化に対応した見直しを行ってまいりました。

今回の条例改正は4回目に当たるものでありまして、現在、日本は第3の開国というふうな言われ方をされておりますが、大変な変動期でございます。

IT革命の進展や、環境問題の深刻化、急速な高齢社会の到来、あるいは構造改革と市場メカニズム重視社会への移行など、社会経済状況は大きく変化をしております。

このような中で、旧来の発想や枠組みでは解決できない行政課題が、東京都のあらゆる分野で発生をいたしております。

東京都では、危機意識の徹底とスピードの重視を都政運営の柱といたしまして、東京から日本へ、そして世界へと変革の輪を広げる気概で、時代を先取りする政策に取り組んでいるところでございます。

消費者行政におきましても、消費者を取り巻く環境変化に対応した21世紀型消費者行政の展開が求められているものでございます。



このたびの条例改正によりまして、制定時と同様の先進性を持って、全国の消費者行政をリードをし、消費者の権利確立のため、消費者被害の防止と救済を、迅速かつ的確に実施してまいりたいというふうに考えております。

委員の皆様方には大変お忙しい中、集中的なご審議をお願いをいたすことになりましてまことに恐縮でございますが、活発なご議論をお願いをいたしたいと思っております。

簡単ではございますけれども、私からのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

島田会長 ここで福永副知事は所用のため退席されます。お忙しいところどうもありがとうございました。

福永副知事 どうぞよろしくお願いいたします。

(福永副知事退席)

島田会長 続きまして、諮問事項の趣旨説明を事務局からお願いいたします。

萩原企画調整課長 それではお手元にお配りいたしております資料3をお開きいただきたいと存じます。この1ページに基づきまして、諮問の趣旨をご説明申し上げます。

まず諮問事項でございますが、ただいま申し上げましたとおり、「社会経済状況の変化に対応した東京都消費生活条例・規則等の改正について」でございます。

この内容が、ここに記しますように3点に分かれております。

1は「東京都消費生活条例・規則の見直しについて」でございます。2が「東京都消費生活条例による歯みがきの告示事項の見直しについて」でございます。3が「東京都消費生活条例による単位価格表示の品目等の見直しについて」でございます。

順に1からご説明をいたしてまいります。

まず1の「東京都消費生活条例・規則の見直しについて」でございます。

IT革命やバイオテクノロジーの進展、環境資源問題の深刻化、構造改革と市場メカニズムを重視した経済社会への移行など、消費者を取り巻く環境は大きく変化をしております。

こうした中、消費者取引はますます多様化、複雑化するとともに、電子商取引等の新たな消費者被害が加わり、消費者トラブルも増加しております。

第16次東京都消費生活対策審議会答申「社会経済システムの変化と消費者行政のあり方について」におきましては、今後、東京都は市場メカニズム重視社会における取引環境の整備と、都民が安心して暮らせる消費生活基盤の確保に重点を置き、消費者行政を展開し

ていくべきであると提言しております。

一方、国におきましては本年、消費者契約法、金融商品販売法、電子商取引に関する法規制、訪問販売法の改正と特定商取引法への名称変更など、消費者関連法が次々と新設、改正強化されております。

これら新たな法整備の動向を踏まえつつ、第16次東京都消費生活対策審議会の提言を具体化し、迅速かつ的確に、消費者被害の防止、救済を行うために必要な条例・規則の改正について検討審議を諮問するものでございます。

1 ページお開きいただきたいと存じます。

2 番目の「東京都消費生活条例による歯みがきの告示事項の見直しについて」でございます。

東京都では、東京都消費生活条例第16条に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、その内容を容易に識別し、かつ適正に使用することができるように、商品の品質表示基準を定めております。

歯みがきにつきましては昭和54年5月より、本条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定を受け、品質表示実施要領で、配合成分等を表示することとしております。

平成12年9月に薬事法が改正されたことに伴いまして、法に定める表示との整合性を図る必要が生じたため、歯みがきの表示の取り扱いにつき検討審議を諮問するものでございます。

3 番目の「単位価格表示の品目等の見直しについて」でございます。

東京都では、東京都消費生活条例第18条に基づき、消費者が商品を購入するに当たり、適切な選択をすることができるように、商品ごとに質量、長さ、面積、体積等の単位価格及び販売価格の表示基準を定めております。

単位価格表示制度については、昭和51年度の実施以来、これまで必要に応じて品目の追加、削除を行ってきたところでございますが、流通実態や消費者のニーズの変化等を踏まえ、単位価格表示制度の今日的あり方及び品目等の取り扱いにつき検討審議を諮問するものでございます。

諮問の趣旨は以上のとおりでございます。

島田会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいま副知事からいただきました諮問事項の審議の進め方につきましてお諮りいたしてまいります。

この諮問事項の検討スケジュールをどのように考えているのか、事務局からご説明願

ます。

中澤消費生活部長 いまご説明申し上げましたように、諮問事項の中には、大きく分けて3つございます。そのうちの2番目にお示しをいたしました歯みがきの告示につきましては、これについての答申を10月にはいただきたいなと思っております。

12月には1番目の条例改正と、それから、一番下の3番目でございます単位価格表示についての答申をいただければと思っております。

そして、条例改正につきましては、できれば今年度中にやれば、つまり来年の第1回の定例会に提案できればと思っているところでございます。

島田会長 ありがとうございます。今回の諮問につきましては、先ほどあいさつの中でも申し上げましたように、東京都は当審議会の運営に当たりまして、迅速性、機動性の確保というものを期待しているようでございますので、短期間で集中的に審議しなければなりません。そこで部会等の設置が必要かと思われま。

したがいまして、部会の設置、部会長及び部会委員の指名につきましてお諮りしたいと思います。

東京都消費生活条例第45条第9項には、「審議会は、専門の事項を審議するため必要があると認めるときは部会を置くことができる」と定められております。

今回の諮問につきましては幅広い分野にわたり、また、専門事項を短期間に審議し答申することになる諮問事項でございます。そのため、総会場で全員で審議を重ねるという方法はなかなかむずかしいと思われま。そこで、条例第45条第9項により部会を設置し、部会が集中的に審議を行ってはいかがかと思いま。

専門的な検討を要する場合は、審議会運営要綱第8の4により、「小部会を設置し審議する」という規定がありますので、最終判断は部会にお任せしますが、小部会をつくってはいかがかと思いま。

一方、審議会運営要綱第7の6には、「審議会はあらかじめ、その議決するところにより、部会の議決をもって、審議会の議決とすることができる」という規定もございますけれども、これまでのように総会の議論を重視したいと思いますので、ただいまの規定にはよらずに、部会からご報告をいただき、最終結論は総会で決定するという進め方にしたらいかがかと思います。

以上、部会及び小部会を設置して審議を重ねるという方法等につきましてご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ただいま申し上げましたような方式で審議を進めることにご賛成いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

島田会長 ありがとうございます。それでは部会を設置して審議を進めることといたします。

設置する部会とその名称等につきまして審議をお願いしたいと存じます。これにつきまして事務局からご提案がありましたら、お願いいたします。

萩原企画調整課長 それではご提案を申し上げます。大変恐縮でございますが、先ほどの資料3の2ページ目をもう1度ごらんいただきたいと思います。

先ほども申し上げましたように、今回の諮問事項は1、2、3というふうに分かれています。

1の消費生活条例・規則の見直しに関しましてご審議をいただきます基本問題部会と、2と3、歯みがきの告示事項の見直しと単位価格表示の品目等の見直し、いずれも表示に関する問題でございますので、この問題をご審議いただきます表示適正化部会という2つの部会を設置してはいかがかと考えております。

また、先ほど会長からお話もございましたように、「部会は、部会における所掌事項の調査検討等のため必要があると認めるときは小部会を置くことができる」という規定がございますので、消費生活条例・規則の見直しについては2つの小部会を、2、3を審議いただきます適正表示部会には1つの小部会を設置したらいかがかというふうに事務局では考えております。

ただ、これにつきましては、それぞれの部会におきまして今後ご審議をいただきたいと考えてございます。

ご提案は以上でございます。

島田会長 ありがとうございます。ただいまございましたように、諮問事項に応じて、基本問題部会、表示適正化部会の2つの部会を設置するという提案でございますが、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、今回の諮問事項につきまして、ただいまご説明申し上げたような2つの部会を設けるということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございます。

それでは続きまして、各部会に所属していただく委員及び部会長の選任に移ることにいたします。

審議会運営要綱第7の1及び2により、各部会長及び部会の委員につきまして会長が指名することになっております。私のほうで考えさせていただきました部会別名簿の案、資料5を配付させていただきますので、ごらんいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(資料5「部会別名簿(案)」配付)

島田会長 お手元の資料5をごらんください。このような配属でよろしいかどうか、また、各部会の部会長をお願いしてはと思う方には丸印、具体的には、基本問題部会につきましては松本委員を、表示適正化部会については本城委員を部会長をお願いしたいという案でございます。お引き受けいただけるかどうかということをご相談申し上げたいと思います。

皆様のご専門やご経験、そのほかのことを配慮いたしましてつくった案でございますが、いかがでございましょうか。

もしご発言がございましたらお願いしたいと思います。ご発言いただく場合には、お手元のボタンを押していただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、部会長及び部会委員につきまして、以上のようにいたしますので、各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

本日決まりました部会構成等につきましては、本日欠席の方々には、事務局を通じてしかるべくご連絡をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、ここで各部会長から一言ずつ、抱負なり決意表明などで結構でございますが、ご発言をお願いしたいと思います。

なお本日、表示適正化部会の部会長を予定しております本城委員が欠席しております。基本問題部会の松本部長、よろしくお願いいたします。

松本委員 基本問題部会部会長にご指名いただきました松本でございます。

従来、消対審の部会はもっとたくさんございましたわけですが、今回はわずか2つしか設置されないうちの1つの部会長であり、かつ、そのテーマが、条例改正、規則改正という非常にハードな部分にかかわる重要なことということで責任を感じております。

国の消費者保護の基本法であります消費者保護基本法は30数年間、実質的に何ら改正も

されずにやっております。それに比べますと、東京都の条例は、すでに先ほどのごあいさつにもありましたように、数回の改正を経て、時代に適合するべく努めてきたし、また、日本全国のこの種のをリードしてきたと思っております。

ただ、前回改正が平成6年ということで7年前でありまして、その後、国においても製造物責任法や消費者契約法等、民事ルールを重視した施策がどんどんとられるようになってきた。あるいはITが非常に爆発的に広がってきた。あるいは高齢化がますます進んできた。あるいはグローバル化といった新しい現象が、前回の改正後、明瞭にあらわれてきていると思います。

そのような中で条例を、現代のニーズに適合するように改正する必要性は高いと思います。

とりわけ民事ルールの重視というのは、消費者の役割をより大きくしているものでありますから、条例におきまして、消費者の役割をもっと正面から位置づけて、それを都としても支援する。消費者が役割を果たせるように、条例が積極的に支援するというしくみをつくっていく必要があるかと思えます。

さらに規則に関しましても、けさの読売新聞でも報道されておりますが、携帯電話の迷惑メール、これが非常に大きな問題になっておりますし、パソコンを使ったインターネットでも、無料の情報提供のように見せて、実は電話料金とか、あるいはダイヤルQ2等の料金の形で高額の課金をしてくるという悪質商法が後を絶たない。あるいは高齢者相手の次々販売というのも全く後を絶たないという状況があります。

国も一定の対応をしているようではございますけれども、たとえば訪問販売法が改正されましたが、適応対象が、役所の管轄下にある業種にしか及ばないということで、すき間が生じております。これに対して都条例は、そのようなすき間のない条例ということで、一定の対応が可能かと思えます。

そういう意味で、積極的にこの間の消費生活上のニーズに合わせた条例改正、規則改正へと努力していきたいと思っておりますので、部会委員に指名されました委員の方々のご協力をお願いいたします。

島田会長 どうもありがとうございました。ただいま松本部会長の話にもございましたように、現在、明治維新、第2次世界大戦後の戦後改革に続く、第3の法制改革が進行中でありまして。その中で、いわゆる効果的な条例改正の作業、それもかなり限られた時間をお願いするということでございますので、どうぞ私のほうからもよろしくお願ひしたいと

思います。

それでは諮問事項に関してのご意見、ご質問おありかと思しますので、どうぞ自由にご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

加藤委員 いまお伺いしまして、大体私なりに理解したつもりでございますけれども、消費者側としては、最近大変関心を持って取り組んでおります、例の個人情報保護の法整備の問題ですが、6月29日の今国会の最終日に、衆議院での継続審議ということになりました。

提案された側は、それまでの間に通るだろうと思っていたらしいんですけど、なかなか野党さんの強硬な反対もあって、そういう事態になったわけでございますけど、秋以降には必ず真剣な討議を、本会議においてもしたいというような関係議員さんたちのご意見を、私ども消費者団体としては聞いております。

そうした場合、もし今年度というか、2001年じゅうに通った場合は、個人情報保護法制関係についても、この消費生活対策審議会がかかわっていくのかどうか。

特に私は、いわゆる先ほど松本部長がおっしゃった次々販売のもとになっているカモリストの問題なんかもございますので、そのあたりがどんなふうなかかわり合いになるか予定か伺えればと思います。

島田会長 都のほうのお考えはございますか。

萩原企画調整課長 ただいま個人情報保護に関する問題でございましたが、委員からもご指摘がございました、悪質商法の被害者となられた方のリストが次々と事業者さんを回って行って、業界の用語ではカモリストというふうにも呼ばれているようでございます。

これらにつきましても、まだ国の法律の制定状況は非常に不透明な部分があるわけでございますが、こういった個人の情報の収集や取り扱いということも新しい社会状況の変化でございますので、こういった問題も視野に含めまして、今後、部会におきましてご検討をいただけたらというふうに考えております。

島田会長 お気づきとは思いますが、今次消対審は2年任期でございますけれども、先ほどございました諮問事項等は比較的短期間に答申をまとめるということになっております。

ということは、理屈から考えますと、次々生じます新しい事態に対しては、おそらく追加諮問とか、そのような形で機動性を持たせて対応するということがあり得るのではないかとこのように私は理解しております。

松本部長、何かございますか。いまの件につきまして。

松本委員 条例改正の中に、消費者の個人情報の視点も取り入れるというのも1つの可能性かと思えますから、そのへんは部会でご審議していただきたいと思えます。

島田会長 ありがとうございます。そのほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

矢部委員 不勉強で申しわけないんですが、歯みがきだけがなぜ今回取り上げられているのか。きわめて素朴な疑問なんです。

島田会長 事務局からご説明をお願いします。

月川安全表示課長 事務局からご説明申し上げます。歯みがきは、消費者が商品を購入する際の商品の選択のための情報ということで、品質表示事項の中に1つ品目として加えられているものでございますが、昨年、薬事法の改正がございまして、この品質表示事項に定められております配合成分につきまして、薬事法改正以前は、指定成分というものが表示を義務づけられていたわけでございますが、新しい薬事法におきましては、配合成分につきまして全面表示をするということに変わっております。

したがって、条例の表示事項の、いままでの表示のやり方、特に配合目的と合わせて配合成分を表示するという方式でございましたが、新しい薬事法との間で若干のそごが出てまいりました。このへんにつきましてご審議をお願いするものでございます。

矢部委員 ほかのものはないんですか。これだけが特化されているわけですか。

月川安全表示課長 今回の薬事法の対象になりますのは、歯みがきの中でも、歯みがきには、医薬部外品歯みがきというのと化粧品歯みがきというのがございますが、薬事法で改正されましたのは化粧品についてということでございまして、両方にらみながらではございますが、当面、化粧品歯みがきの表示についてご審議をお願いするものでございます。

島田会長 薬事法改正への対応という意味合いがあると聞いております。

そのほかどうぞ、第1回目でございますので、ご発言をお願いしたいと思います。

矢部委員 IT関連のことにつきましてはいろいろ出ていますし、けさのニュース等々でもあったことございます。これについてはぜひ取り組みをしていただきたいと思っておりますが、もう1つ、カードそのものが2002年、ICカード化をされるというような動きがございますけれども、そういうところとの関連性というのか、セーフティという意味で動きがあるわけですね。現実には。

そことの整合性というか、安全度を高めるという意味で、全然そこをにらんでなくていいのかなと思っております。



島田会長 松本部会長、何かございますか。

いまの話は、いわゆる全体の流れとして、セキュリティに問題がある磁気カードからICカードへの移行という流れがいま看取できるわけですが、それとの絡みでどのようにかかってまいりますかね。

松本委員 1つ考えられますのは、個人認証の問題とリンクさせた動きがあります。つい先日発表されましたEジャパン2002のプログラムでも、2004年ぐらいから、住民基本台帳をベースにした個人認証のサービスを始めるというようなプランが書かれておりまして、いわゆる個人情報の問題ですね。

個人の消費行動等が、ICカードによってつかまれるというプライバシー、個人情報の問題と、ICカードが紛失したり盗まれた場合の悪用の危険性が一層高まるんじゃないかというセキュリティの問題と両方にかかってくるかと思います。

島田会長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見。

浦川会長代理 私も16次をやったわけですけども、その中で、今後は市場のメカニズムを利用して、できるだけ規制をしないでやっていこうという方向で、しかしながら、市場をなり立たせるためには、十分に消費者に対して情報が提供されなければならないだろう。事業者側から。

ぜひ今度の条例改正においては、消費者に対して一層情報が提供される環境を、ぜひ確立するために努力していただきたいということが1つと、もう1つは、やはり市場をなり立たせるといっても、市場に参画できない、いわゆるハンディキャップがある人たちはいるわけでありまして、その弱者保護という視点もぜひ、条例のときにお考えいただきたい。

もう1つは、これは特に16次のときに強調したと思っているんですけども、市場ルールを守らない悪質な事業者というのが後を絶たない。迷惑メールも含めてで、私もきのう2通、迷惑メールをいただきました。ちゃんとNTTドコモの言ってる対策を講じているんですけども、手の打ちようがない。

しかも、だんだん利口になってきていまして、これはちょっと余談ですけども、迷惑メールの発信先を登録すれば排除できるというけれども、発信先すら特定できないような形で迷惑メールが来るようになってしまっている。

ですから、次々、悪質な事業者が出てくるわけで、こういう市場ルールを守らない悪質事業者を市場から排除するというのも、やはり大きな行政の任務になってきているだろうと思うんです。

その場合には、従来から言われている条例あるいは行政というか、自治体が持っているサンクションとしては、事業者名を公表するというのがあるわけですが、なかなかこれが思ったように機能しないというか、踏み込めない部分があると思うんですね。

今回の条例改正では、ぜひ事業者名を公表するというのを、適正な手続きにおいて実行できるように、実効性ある事業者名公表のルールを確立していただきたいとお願いするわけでありまして。

別にこれはお答えいただくというんじゃなくて、私の一方的なお願いでありまして、よろしくお考えいただきたいとします。

島田会長 ありがとうございます。大変むずかしい注文であろうかと思いますが、先ほど事務局からもございましたように、前次の当審議会の問題分析あるいは提言、そのあたりを踏まえた上で条例改正に取り組んでいただくという位置づけになっているかと思しますので、どうぞよろしく、その点を踏まえた上でご審議願えればと思います。

ほかにございませんでしょうか。

高橋（伸）委員 先日、生活文化局のほうで発表されましたサービス表示に関する調査、これを拝見いたしまして感じたことに基づきまして3点ほど意見を申し上げたいと思います。

1点目は、まずその調査で、消費生活条例の認知度が非常に低かった。10.5パーセントという数字が出ていたわけなのですけれども、やはり消費者自身が知らない、被害の未然防止とか再発防止に役立たないと思いますので、今回の取り組みにぜひ入れていただきたいと思っております。

2点目は、先般出ました審議会の答申のほうに、表示行政をより多くの業種に広げるべきということが書かれていたと思うのですが、アンケート調査を見ますと、断然トップの3つがありまして、保険・金融サービスと家事代行サービスとクレジットサービスということのようでございます。

1位、3位に金融絡みが入っているわけなのですけれども、今回の表示の部会のほうでは具体的に取り上げられておりませんが、これは非常に重要な問題になってくると思いますので、ぜひ基本問題の部会のほうで、次の手ということで組み込んでいただきたいと思っております。

3点目は裁判外紛争処理制度についてでございます。

いろいろ新しい法律ができています。消費者契約法にしても金融商品販売法にしても、A

D Rの充実というのが国会の付帯決議になっていますし、先ほどお話のありました個人情報保護のほうも、やはり裁判外紛争処理ということに非常に重きを置いて法案が書かれていると思いますので、都のほうの行政ADRとして何をしていくのか、これにつきましてもぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

島田会長 貴重な意見ありがとうございます。都として、ただいまのご意見あるいはご要望につきまして何かございますでしょうか。

萩原企画調整課長 それでは3点ご指摘をいただきましたが、消費生活条例の認知度が10パーセントということで、これにつきましては、私ども行政の施策すべてに通じて言えることではございますが、また、しっかりした、また、的確な普及啓発活動をしっかりいたしてまいりたいと思っております。

それから、金融商品の問題につきまして、表示部会では所掌事項となっておりますが、当然、基本問題部会のほうでは金融商品販売法も制定されておりますので、金融の問題につきましても、私どもの条例25条に定めます不適正事業行為の規制の中の1つとしてどういった対策がとれるか、十分にご検討をこれからいたしていただきたいと考えております。

それから、市場メカニズム重視社会におきまして非常に必要性が強調されております、公的なADRとしての消費者センター、また、被害救済委員会の役割ということにつきましても、現在、条例で被害救済委員会の定めがございますが、この点につきましても、そのあり方につきまして、基本問題の部会についてご検討をいただきたいというふうに事務局では考えております。

島田会長 ありがとうございます。そのほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。

それでは、貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございました。今後、それぞれの部会で審議の参考としていただきたいと思っております。

では、続きまして、本日の諮問事項等を除きまして、この際、何かご質問あるいはご意見等がございましたら、どうぞご発言願いたいと思っております。よろしゅうございますか。

当初、事務局からいただいたスケジュール表と比べますと相当早いペースで進んでおりますけれども、別に無理に長くする必要はないと思っておりますので。

それでは最後になりましたけれども、本日、生活文化局長にもご出席いただいておりますので、一言ごあいさつをいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

高橋生活文化局長 皆さんこんにちは。最後になりますが、一言ごあいさつをさせていただきます。生活文化局長の高橋と申します。

本日は冒頭で会長みずから、この審議会の先駆性等についてのご発言をいただくなど、また、いろいろな方々から、初回からいろいろご意見を賜りまして本当にありがとうございます。

東京都の消費者行政の骨格とも言える消費生活条例と、いまお願いしました、条例に基づきます単位価格表示制度を、先ほど会長からのご発言もありましたように、実質ほぼ半年間という非常に短い期間で、大きな21世紀の消費者行政の基本的な問題も含めて、時代の要請に応えられるということでご検討をいただくということで、大変ありがたく思っております。

また、内容的にも、電子商取引とかあるいは金融商品など、いまの時代の、ある意味ではむずかしい部分あるいは複雑な部分も多く、大変むずかしい作業が予想されます。

そうした問題等に対して、委員をお引き受けくださった皆様方に改めて御礼申し上げますとともに、部会長はじめ、部会での検討に参加されます委員の皆様には、それぞれのご専門を生かしましてご検討いただきますとともに、総会におきましても幅広いご審議を賜ることができますよう、この席をおかりしまして改めてお願いを申し上げます。

本日諮問させていただきました消費生活条例の改正に先立ちまして、東京都では、昨年の第16次の審議会答申を受けまして、本年4月には、すでに消費生活部の再編整備を行う、あるいは悪質商法の特別機動調査班というものを設けまして、市場ルールを、先ほども会長代理の先生からも出ておりましたが、市場ルールを守らない悪質な事業者の摘発体制を強化しておりまして、近々また、それらに関連する情報もご提供できると思っております。

また、消費者のバイオテクノロジー応用食品への不安を解消しまして、消費者の選択に資する遺伝子組み換え食品への、東京都のマークの検討など、若干おくれておりますけれども、商品の安全対策の新たな展開も図ろうと思っております。

また、現在、消費者行政部門のすべてで、事務事業の点検見直しを実施しておりまして、来年の4月には、時代の変化に対応した事務事業の展開を図っていくこととしております。また、それに伴う組織等の必要な改正等も、場合によっては行いたいというふうを考えております。

このような新たな取り組みをより一層進めてまいりますためにも、先ほど来出ておりますけれども、迅速に、それからの的確に、消費者被害の防止救済を図っていく根拠となる消

費生活条例の改正が求められていると考えております。

昭和36年以来の伝統を有する消費生活対策審議会の21世紀の初めての諮問に、すばらしいご答申をいただくことができますよう、事務方も全力を尽くす所存でございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

島田会長 どうもありがとうございました。ただいまごあいさつがありましたように、東京都も消費者問題に対して積極的に対応するということでございますので、当審議会といたしましても、限られた時間でございますけれども、今後精力的に審議願したいと思います。

以上をもちまして本日の総会を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

午前11時02分閉会